

2019 年度税制改正大綱 資産税関連の主な改正点

Issue 22, December 2018

In brief

自由民主党・公明党両党が2018年12月14日に決定した平成31年度税制改正大綱(以下「2019年度税制改正大綱」)では、企業オーナー及び富裕層に関連する主な項目として、個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設、特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の見直し、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件緩和、教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し、民法における成年年齢引下げに伴う年齢要件の見直し、配偶者居住権に関する税務上の取扱いが含まれます。

今後は、改正法案が2019年1月に開催が予定される国会に提出され、2019年度税制改正の内容が確定することになります。なお、今後の審議等の状況によっては、内容に変更がある可能性がありますのでご注意ください。

In detail

2018年12月14日に、2019年度税制改正大綱が公表されました。

本ニュースレターでは、以下、2019年度税制改正大綱のうち、企業オーナー及び富裕層に影響のある主な改正項目を中心に解説します。

1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設
2. 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の見直し
3. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件緩和
4. 教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し
5. 民法における成年年齢引下げに伴う年齢要件の見直し
6. 配偶者居住権に関する税務上の取扱い
7. その他

1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設

個人事業者の事業承継税制について、10年間の時限措置として新たに創設される見込みです。

(1) 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設

認定相続人が、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、相続等(相続若しくは遺贈)により特定事業用資産を取得し、事業を継続する場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税額について、その適用要件を満たす限りにおいては、その納税が猶予される見込みです。

項目	内容
特定事業用資産	被相続人の事業(不動産貸付事業等を除く。以下同じ。)の用に供されていた次の資産(青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものに限る。) ① 土地(面積400㎡までの部分に限る。) ② 建物(床面積800㎡までの部分に限る。) ③ 建物以外の一定の減価償却資産
納税猶予額	非上場株式等についての相続税の納税猶予制度と同様
認定相続人の要件	承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者
被相続人の要件	相続開始前において青色申告の承認を受けていること
猶予税額の納付	① 認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付する。 ② 認定相続人が、特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付する。
利子税の納付	猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税(年3.6%) (利子税の特例(貸出約定平均利率の年平均が0.6%の場合)を適用した場合には、年0.7%)を納付する。
猶予税額の免除	① 全額免除 次の場合には、猶予税額の全額を免除する。 (イ) 認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業継続した場合 (ロ) 認定相続人が一定の身体障害者等に該当した場合 (ハ) 認定相続人について破産手続開始の決定があった場合 (ニ) 相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度(後述)の適用を受ける場合 ② 一部免除 次の場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じて、猶予税額の一部を免除する。 (イ) 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合 (ロ) 民事再生計画の認可決定等があった場合 (ハ) 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をする場合

(2) 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設

認定受贈者が、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続する場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により

取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税額について、その適用要件を満たす限りにおいては、その納税が猶予される見込みです。

項目	内容
認定受贈者の要件	贈与時点で18歳(2022年3月31日までの贈与については、20歳以上)である者に限る。
特定事業用資産、猶予税額の納付及び猶予税額の免除	個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度と同様
相続時精算課税制度の適用	認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年の1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができる。
贈与者の死亡時	贈与者の死亡時には、特定事業用資産(既に納付した猶予税額に対応する部分を除く。)をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算する。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができる。

(1)及び(2)の改正は、2019年1月1日以後の相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される見込みです。

2. 特定事業用宅地等に係る小規模宅地の特例の見直し

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等(当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く。)を除外する見込みです。

この改正は、2019年4月1日以後の相続等により取得する財産に係る相続税について適用される見込みです。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。

3. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件緩和

非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度(特例制度も含む。)について、次の要件が緩和される見込みです。

(1) 受贈者の年齢要件

「民法の一部を改正する法律」(2018年6月公布)において、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件を18歳以上(現行:20歳以上)に引き上げる見込みです。

この改正は、2022年4月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税の納税猶予について適用される見込みです。

(2) 資産保有型会社・資産運用会社にかかる要件

一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとされる見込みです。

4. 教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、一定の措置を講じた上で、その適用期限を2019年3月31日から2021年3月31日までの2年間延長する見込みです。

5. 民法における成年年齢引下げに伴う年齢要件の見直し

「民法の一部を改正する法律」(2018年6月公布)において、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、以下のとおり税法上における適用年齢要件が見直される見込みです。

- (1) 相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を18歳未満(現行:20歳未満)に引き下げる見込みです。
- (2) 次に掲げる制度における受贈者の年齢要件を18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げる見込みです。
 - ① 相続時精算課税制度
 - ② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例
 - ③ 相続時精算課税適用者の特例
 - ④ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度(特例制度についても同様とする。)(再掲)

これらの改正は、2022年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される見込みです。

6. 配偶者居住権に関する税務上の取扱い

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(2018年7月公布)において、配偶者居住権が創設されたことに伴い、配偶者居住権等の相続税評価額の算出方法が定められる見込みです。

7. その他

(1) 遺留分制度の見直し

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(2018年7月公布)において、遺留分制度の見直しがされたことに伴い、相続税法及び所得税法について一定の措置を講ずる見込みです。

(2) ふるさと納税制度の見直し

個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、次の見直しが行われる見込みです。

- ① ふるさと納税(特例控除)の対象として、一定の基準に適合した自治体が対象として指定される。
- ② 返戻金の基準は、金額が寄附金の3割以下となる地場産品とされる。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

小林 和也

03-5251-2752

kazuya.kobayashi@pwc.com

パートナー

遠藤 浩二郎

03-5251-2443

kojiro.endo@pwc.com

パートナー

望月 文太

080-3592-6071

bunta.b.mochizuki@pwc.com

シニア マネージャー

塩谷 洋子

080-3592-6068

yoko.shionoya@pwc.com

シニア マネージャー

佐々木 真美

080-3592-6111

mami.sasaki@pwc.com

シニア マネージャー

林 雄高

080-4104-5418

yutaka.y.hayashi@pwc.com

シニア マネージャー

飯島 哉文

080-3592-6448

saimon.ijima@pwc.com

マネージャー

上平 洋輔

080-9648-4451

yosuke.y.uehira@pwc.com

マネージャー

仲林 健太郎

080-9158-9497

kentaro.nakabayashi@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 680 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。